

スル事ハ出来ナトノ事テハ、労働調査ハ労働組合ニテナカレハ起
麻合ハ蘇東チナカレハナラズ、又々宣傳スルテハロウジク調査
ハ調査ハ必要ニテモナカレハナラズ、労働調査ハスルニハ各労働
ハナラズ麻袋商ナ言テ指ヘテハ同ニテナラズ、又ハ労働調査
モナカレハ悲劇ナ生活ヲ指ヘテハ労働組合ナ言テ指ヘテナカレ
モ労働者ナカレハナラズ、又ハ労働調査ハ悲劇ナ生活ヲ指ヘテ
又リテハ容疑ニ資本家ニ肩付サス事ハ出来ナト事ハ確シト労働
員側スル事ハ出来ナト又イモトキニ就テ事々ハ盛志ハ取テ労働
費半商ハハ百ヲテケテ事々ニハロウジク株株ハナトハ盛志ハ
誤ハ取テケテハイ盛志半商ニナラズモ理論ニ指ヘテ、又リニ其
トキハ盛志ハ資本家ハ自分ノ會社ノ實態ハロウジク、實態入ハ
計テハハ労働調査ニ就テハ事々ニ盛志半商ヲ指ヘテ、又イモ
ト事々ハ盛志ハ就テ盛志半商ヲ指ヘテ、又イモト事々ハ
岡島千麻（大洞重隆）

財団法人協同會大阪支所

目デアル、労働調査ノ實行方法ハ次ノ如シ

一、前提トシテ繼續事業デアル組合（又ハ支部）ノ機關トハ別ニ
工場内職別係内ニ調査委員會ヲ組織シテ個々ノ工場特有ノ方
法デ行フ

二、調査ノ結果ヲ本部調査部ニ送り本部調査部ハソレヲ適宜組合
ニ報導スル

三、總同盟所屬組合ノ存在ナキ工場ハ近接地ノ組合ガ個人關係其
他適宜ノ方法ニ依ツテ行ヒ其ノ結果ヲ本部調査部ニ送り調査
部ハ更ニ同一産業各組合ニソレヲ報導スル

該件ハ大多數ヲ以テ可決シタ。

◎SMU認容ノ件（神戸聯合會）

奥田宗太郎（神戸合同）

「昨年ノ大會ニ於テ我ガ神戸聯合會ハコノ件ヲ提案シタ其ノ際大
阪ノ金正君ハサラーマンハ我々ノ敵ダト云ツテ反對サレタ、關

敵